

発熱患者の受診の流れ【妊婦の場合】

急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状がある

電話相談

妊婦に症状を認めた場合、妊婦から妊婦への感染を極力避けるため、原則としてかかりつけ産科医療機関を直接受診することは避け、発熱外来機能を有した一般医療機関にあらかじめ電話をしてから受診する。

かかりつけの産科医師

産科医師は初診時や定期診察の際などに新型インフルエンザについて説明する。妊婦は、あらかじめ、かかりつけ医師と相談し、疑う症状が出た際に相談する医療機関を決めておく。夜間などの発熱の場合についても、あらかじめどのようにするかを決めておくことが望ましい。

一般医療機関

原則としてすべての一般医療機関が対応する。ただし、発熱外来機能*を徹底。

必要に応じてFaxなどによる妊娠経過や基礎疾患の情報提供

入院の必要性の判断

不要

自宅

軽快退院

必要

入院

症状の程度や妊娠の経過から入院治療の必要性を判断

* 発熱外来機能

発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。公共施設や屋外テント等の医療機関以外のところに発熱外来を設置する必要性は、都道府県が地域の特性に応じて検討する。